

実務研究

日本税務会計学会
平成20年9月 月次研究会



奥田よし子 [杉並]

NPO法人の会計と寄附金税制

1 はじめに

「特定非営利活動促進法」が、平成10年12月1日に施行され、もうすぐ丸10年になります。当時聞き慣れなかった「NPO」という言葉も、最近ではいろいろな場面で聞くことが多くなってきました。

NPOとは、Non-Profit Organizationの略であり、営利を目的としない団体の総称を意味しています。

これらのうち特定非営利活動促進法（以下「NPO法」といいます）により、法人格を与えられたNPOを特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます）と呼んでいます。NPO法人は、この10年の間にその数を増し、平成

2 NPO法人の会計

(1) NPO法人と情報公開
現在、NPO法人は、全国各地で、保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境保全、人権擁護などNPO法に規定され

ている17の分野（NPO法第2①、別表）において幅広い活動をしています。しかしこれらの活動をすすめるためには、多くの資金が必要であり、NPO法人は、会費・寄附金・助成金

・補助金・手数料や売上など様々な形で活動資金を調達しています。これに対しNPO法人に会費や寄附などの資金を提

供する人たちは、営利法人のような利益を追求しているのではなく、その団体の活動目的や事業内容に賛同し、その資金を提供しているのです。そのためNPO法人が、これらの人々から社会的支持を得るには、情報の開示や説明は必要不可欠なものであり、とりわけ資金の使途をはじめとする会計の報告は、情報公開の中心的な存在となってきました。

(2) NPO法人の会計基準
NPO法人については、市民の自発的な活動を阻害しないように、簡易に法人の設立ができる認証主義をとっています。そのためNPO法人は、その活動の担保として、毎事業年度開始後3か月以内に、前事業年度にかかると一定の書類を作成し、これらを翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所へ備え置き、社員や利害関係人からの閲覧請求に応じなければなりません（NPO法第28①、②）。また同時にこれらの書類を所轄庁に提出しなければならず、これらの書類は、所轄庁をおして情報公開されることとなります（NPO法第29①、②）。一定の書類のうち会計に關し法定されているものは、財産目録、貸借対照表、収支計算書の3つです。

しかしこれらをどのような様式で作成するかは法定されておらず、またNPO法人には会計基準もありません。よって各NPO法人が作成する収支計算書は、そこに示す資金の範囲の違いにより、その意味する内容がバラバラであり、NPO法人間の比較もしくいというのが現状です。会計に対する共通の理解を持つためにも、今後NPO法人に対する会計基準が必要になってくるかと思われま

す。NPO法人の規模も様々です。専任の会計担当者がいないNPO法人も多く、内閣府の調査では全体の61%が単式簿記を採用しているとのことでした。シングルスタンダードを含め、会計基準に関する考えも色々です。しかしNPO法人に関する会計基準が必要だという認識は、多くのNPO法人及び会計専門家が持っており、既に会計基準に関する検討をしている人たちもいます。

3 NPO法人と寄附金税制

近年、NPO法人は、単なるボランティア活動だけでなく、行政とも営利法人とも違う第三のセクターとしての活躍が期待されています。NPO法人のなかには、既に介護保険法や障害者自立支援法の受け皿として、また指定管理者などとしてその活動の幅を広げて

NPO法人の活動が益々私たちの生活に密着し、身近なものになってくれば、それを支援する人たちも多くなっていくことでしょう。支援する人たちの意思決定のためには、会計基準に基づく会計報告が必要で

す。
*所轄庁
1の都道府県に事務所を有する場合には都道府県知事（各都道府県担当課）、2以上の都道府県に事務所を有する場合には内閣総理大臣（内閣府）を指します。

(3) NPO法人と公益法人改革
いわゆる公益法人制度改革関連三法が、平成20年12月1日から施行されます。しかしNPO法人は、公益法人改革の枠の外に置かれていたため、新しい公益法人制度も、平成18年4月1日から施行されている新公益法人会計基準及び平成20年12月1日から施行される新・新公益法人会計基準も適用されず、現状の制度・会計が維持されます。

私たちが社会の担い手として成長するためにも、寄附金に対する税制の優遇措置の整備は重要な課題となってきます。地方自治体のなかには、このようなNPO法人の役割をいち早く認識し、地方税における寄附金の優遇税制とNPO法人への支援を組み合わせ、独自の取り組みを行っているところも見受けられるようになってきました。

4 おわりに

NPO法ができた当初は、NPO法人自体もまたそれに關連する人たちも手探りの状態でのスタートでした。10年が経ち、今NPO法人は、当時では想像できなかった様々な活動を展開しています。NPO法人には、行政や営利法人にない柔軟な立場で、今後も公共性・社会性

の高い活動をしてもらいたいものです。そうすれば自ずと事業に賛同する人たちも増えてくることでしょう。（参照）杉並区ホームページ、市川市ホームページ

20年7月31日までに認証を受けた法人数は3万5163（内閣府ホームページ）にのぼり、またこのうち一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けた法人（「認定NPO法人」といいます）は、9月1日現在89法人（国税庁ホームページ）となっています。

NPO法人は、数の増加とともに、その活動の幅を広げ、われわれの生活に密着した活躍をするようになってきました。それに伴い、NPO法人を取り巻く環境も多彩なものとなってきており、NPO法やNPO法人に關し、様々な課題や問題点が見えてきました。

しかしこれらをどのような様式で作成するかは法定されておらず、またNPO法人には会計基準もありません。よって各NPO法人が作成する収支計算書は、そこに示す資金の範囲の違いにより、その意味する内容がバラバラであり、NPO法人間の比較もしくいというのが現状です。会計に対する共通の理解を持つためにも、今後NPO法人に対する会計基準が必要になってくるかと思われま

す。NPO法人の規模も様々です。専任の会計担当者がいないNPO法人も多く、内閣府の調査では全体の61%が単式簿記を採用しているとのことでした。シングルスタンダードを含め、会計基準に関する考えも色々です。しかしNPO法人に関する会計基準が必要だという認識は、多くのNPO法人及び会計専門家が持っており、既に会計基準に関する検討をしている人たちもいます。

私たちが社会の担い手として成長するためにも、寄附金に対する税制の優遇措置の整備は重要な課題となってきます。地方自治体のなかには、このようなNPO法人の役割をいち早く認識し、地方税における寄附金の優遇税制とNPO法人への支援を組み合わせ、独自の取り組みを行っているところも見受けられるようになってきました。

平成14年10月にこの制度がNHKの番組で紹介され、日本全国のNPOの間で非常に反響を呼びました。私がNPO及びNPO法人の税制に関心をもつようになったのも、この番組がきっかけとなっています。

個人住民税は、従来の所得控除方式から税額控除方式へ変更され、個人が地方自治体等へ寄付をした場合には、5千円を超える部分を控除対象寄付金とし、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることになりました。杉並方式のように地方自治体への寄付と基金をセットにして、NPOを支援してきたところでは、この寄附金の優遇税制拡充は、寄付が集まる追い風になるかもしれません。

「ふるさと納税」制度が創設され、平成20年1月1日以降に行われた寄付から、住民税における寄附金税制が大幅に拡充されました。

個人住民税は、従来の所得控除方式から税額控除方式へ変更され、個人が地方自治体等へ寄付をした場合には、5千円を超える部分を控除対象寄付金とし、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることになりました。

杉並方式のように地方自治体への寄付と基金をセットにして、NPOを支援してきたところでは、この寄附金の優遇税制拡充は、寄付が集まる追い風になるかもしれません。

個人住民税は、従来の所得控除方式から税額控除方式へ変更され、個人が地方自治体等へ寄付をした場合には、5千円を超える部分を控除対象寄付金とし、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることになりました。

杉並方式のように地方自治体への寄付と基金をセットにして、NPOを支援してきたところでは、この寄附金の優遇税制拡充は、寄付が集まる追い風になるかもしれません。

個人住民税は、従来の所得控除方式から税額控除方式へ変更され、個人が地方自治体等へ寄付をした場合には、5千円を超える部分を控除対象寄付金とし、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることになりました。

杉並方式のように地方自治体への寄付と基金をセットにして、NPOを支援してきたところでは、この寄附金の優遇税制拡充は、寄付が集まる追い風になるかもしれません。

個人住民税は、従来の所得控除方式から税額控除方式へ変更され、個人が地方自治体等へ寄付をした場合には、5千円を超える部分を控除対象寄付金とし、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることになりました。

個人住民税は、従来の所得控除方式から税額控除方式へ変更され、個人が地方自治体等へ寄付をした場合には、5千円を超える部分を控除対象寄付金とし、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることになりました。

個人住民税は、従来の所得控除方式から税額控除方式へ変更され、個人が地方自治体等へ寄付をした場合には、5千円を超える部分を控除対象寄付金とし、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることになりました。

個人住民税は、従来の所得控除方式から税額控除方式へ変更され、個人が地方自治体等へ寄付をした場合には、5千円を超える部分を控除対象寄付金とし、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることになりました。

個人住民税は、従来の所得控除方式から税額控除方式へ変更され、個人が地方自治体等へ寄付をした場合には、5千円を超える部分を控除対象寄付金とし、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることになりました。

個人住民税は、従来の所得控除方式から税額控除方式へ変更され、個人が地方自治体等へ寄付をした場合には、5千円を超える部分を控除対象寄付金とし、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることになりました。

個人住民税は、従来の所得控除方式から税額控除方式へ変更され、個人が地方自治体等へ寄付をした場合には、5千円を超える部分を控除対象寄付金とし、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることになりました。